慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	西洋経済古書解題 一千六百四十年度版サー・ラッフ・マディソン著 英国の瞥見展望
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1946
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.39, No.2 (1946. 8) ,p.145(27)- 153(35)
JaLC DOI	10.14991/001.19460800-0027
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19460800-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生活樣式や技術又は便益が簡單に農村の樣な保守傳統の社會を改變出來るものとは思はれないかも知れぬ。併し所謂さうした文明の利器や制度風物は外部より輸入せられて文化促進の役立をした例は、明治日本の進展について例證をあげるまでもなく明白なことである。從つて此の方面への留意は今日一般に考へられてゐる以上に注目されてもいゝのではないかと思ふ。

之れによつて都市と農村との文化水準の隔差が縮まり、兩者の生活社會的體系が幾分類似化して來れば、兩者の對立乃至は對照は勢ひ減ぜられて來る。勿論、產業といふ特殊な生產活動とその體系、商工業の體系との間に除き得ない差と區別があるとしても、生活の上部構造及び其の表現はこれらの生活によつて近接して來ると思はれるし、社會學識、社會理解の點に於いてはなほ一層融和的なものが生れ得るのであらう。之れによつて當問題の解決の幾分の端緒を企圖する事、果して甘い夢ではないと信ずる。

附記　本稿は戰時及び戰後の生活誌的研究として各種の調査や踏査、觀察等の具體的資料をあつめて論ずる積りであつたがその機を見ざりし故、一つの作文作成に終つた事を頗る遺憾とし、其の補正を他日に期す。

西洋經濟古書解題

一千六百四十年版サー・ラッフ・マディソン著『英國の督見展望』

高橋誠一郎

一

『三田學會雜誌』が本年七月を以て復活再刊せられたばかりでなく、新に其の編輯を擔任せられた諸君から毎號經濟古書若しくは名著解題の筆を執る可きことを命ぜられたことは私に取つて非常な喜びである。顧れば、私が本誌上に於いて經濟古書に就いて語り始めたのは大正三年十一月からであつたが、明かに「解題」と銘打つて西洋經濟書の紹介に着手したのは昭和十年三月以後のことである。爾來同誌に餘白ある毎に其の埋草とし無雜なる解題を草し來つたのであるが、最後に記したものは同誌の休刊によつて長く公にせられるの機を失ひ、昨二十年、終戰後の十一月に至つて、漸く同學諸君の好意により小冊子として刊行せられると云ふ有樣であつて、私は解題の筆を絶つの已なきを覺悟して居つた。然るに、今、本誌の再刊と共に重ねて本稿を起すの機に逢着したことは、老來益〻疎懶ならんとする私に取つて正に絶好の刺戟大

るを失はない。唯だ私は玆數年間戰爭に累せられて全く西洋古書市場に珍籍を求むる途を喪ひ、書架に一冊の新購入の書を加ふるの歡びを味ふことなく、慶應義塾圖書館所藏の稀覯書も亦多く地方に疎開して未だ書庫に歸らず、適當の書を選んで之れに解題を施すの便なきことを遺憾とする。

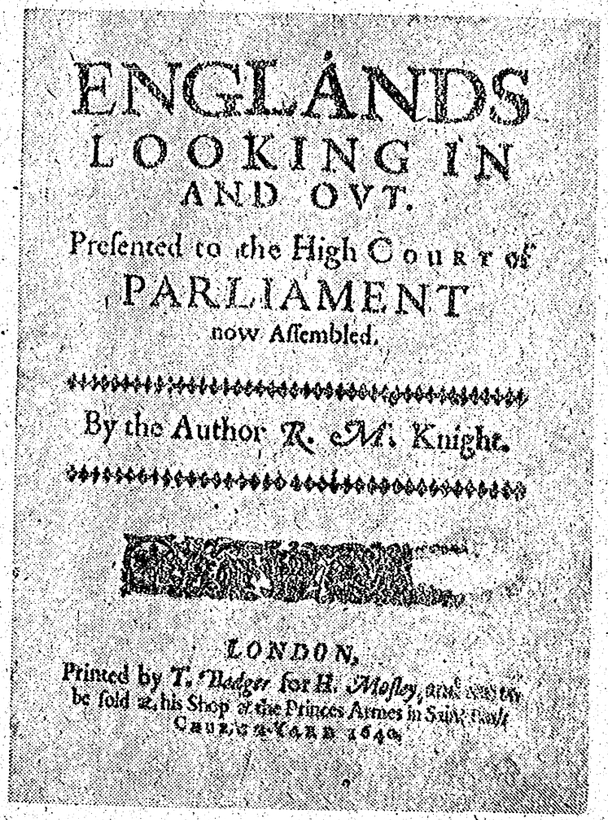
ENGLANDS
LOOKING IN
AND OVT.
Presented to the High Court of
PARLIAMENT
now Assembled.
By the Author R. M. Knight.
LONDON,
Printed by T. Badger for H. Mosley, and [illegible] be sold at his Shop at the Princes Armes in Saint Paul's
Church-Yard 1640.

今、偶々書篋に奥を探つて取り出した書はサー・ラッフ・マディソン（Sir Ralph Maddison 又は Maddestone）の一千六百四十年の著『英國の瞥見展望』（Englands looking in and out. Presented to the High Court of Parliament now assembled. By the Author R. M. Knight.）である。私は昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究に於いては此の書に就いて僅々數行を費すに過ぎなかつた。今回は幾分詳細に、此の爲替均衡、貨幣均衡の理論を明確に表明せんことを期した第十世紀前半期の小冊子に就いて說述することにする。

十

マディソンは生年も歿年も共に明瞭ではないが、兎に角、一千五百七十一年の頂にリンカンシャ、フォナビィ（Fonaby）のエドワード・マディソン（Edward Maddison）の長男として生れた人であると傳へられてゐる。母はケント州ブラッドボーン（Bradbourne）のラッフ・ボズヴィル（Ralph Bosville）の女キャサリン（Katharine）と錄されてゐる。凡そ一千五百九十四年の頃ノッチンガムシャ、ウォーカリンガム（Walkeringham）の住人ロバード・ウィリアムソン（Robert Williamson）の女メリィ（Mary）と結婚して、數子を上げた。蘇蘭王ジェームズが英蘭に君臨した一千六百〇三年にホワイトホール宮殿でナイト爵を授けられ、又、屢ゝジェームズ一世から貿易上の用務を仰せ付かつた。彼は一千六百二十二年羊毛製品貿易に關する勅命委員會に列して居つたが、二十五年其の再任命が行はれた時には彼の名は除かれてゐた。然しながら、彼は同委員等をして自己の意見に向つて注意を喚起せしめんことを努めた。而して彼は國王に書を奉つて、「貿易の極意」を論述した。一千六百四十年國王の財政的窮迫を補ふが爲めに通貨の改惡が提唱せらるゝに及んで、マディソンは七月七日、チャールズ一世に書を裁して、斯くの如き方策から生ず可き害惡を指摘した。一千六百四十年十一月三日にチャールズ一世によつて有名な長期議會が召集せらるゝや、彼は同年十二月請願書を下院に提出した。是れが玆に紹介しようとする彼れの著の第一部分を形成するものである。（The humble request of Sir Ralph Maddison Knight, to the

Honourable House of Commons. Die Martis primo Decembris 1640)

マディソンは、英國貨物の萎靡、殊に此の國羊毛製品の價格が著しく減退せることを注意し、斯くの如き狀態にして持續したならば、國王及び臣民の收入が低下せしめられ、概して統べての者の言語に絶せる損失を招來す可きことは蓋し疑ひのない所であると考へた。而して、彼れは斯くの如きを以つて二箇の特殊若しくは主要なる手段方法によつて生じたものと認める。卽ち、外人との通商貿易の不均衡及び內外人の間に使用せられる手形による商品化せられた爲替である。是れ等の兩者は共に不平等且つ不利益なる貿易の差額を塡補し、且つ自國人と外人、而して特に之れが主動者たる銀行家の間に日々行はるゝ高利的にして有毒なる諸契約（the Usurious and Canker-eating contracts）を淸算するが爲めに金銀兩貨を國外に驅逐するの傾向を有し、又事實之れを驅逐するのである。

マディソンは貿易の差額（Ballance of trade）を以つて每年輸出せられ若しくは此の國に輸入せらるゝ總べての商貨の計算、換言すれば勘定若しくは評價を行ふことであると做してゐる。そは何の差額が算定せらるゝ年に吾人が利得するか又は損失するか、若しくは如何なる損失又は利得が此の國の商業に及ぶかを吾人に告知するを得るものである。而して、吾人が輸出するよりも多くを輸入することとなつたならば、均衡を來さしむるに不足する所のものは自國の貨幣の貯へを以つて滿されなければならぬ。そは巡つて我が國內商業及び市場を開始し若しくは維持する我が貨幣を食ひ盡し消費し、其の結果として我が羊毛、穀物、地所、其の他の價格を減少す可きである。蓋し、多くの貨幣の存する所に於いては、諸物價はより大であり、僅かの貨幣の存する所に於いては、總べての物の價格はより小であり、低下することは常識に於いて

で誤りなき事實なるが故である。然らば、此の國土外に出で又國土內に入る總べての財貨若しくは商貨が計算せらるゝことは如何にして可能であるか。此の國土外に出で、又國土內に入る總べての財貨の評價若しくは値段は此の國のあらゆる港に相違なく存置せらるゝ帳簿に記入せられ、而して一年一回一定の時期に於いて總べてのものは大藏省內の王室債權徵收局に致され、而して同局に於いて取り纏められて一方には總べての輸出品の全額、他方には總べての輸入品の全額を構成せしめられ、是れに由つて國王は鏡にかくるが如くに其の國の相貌が肥えたか瘠せたかを知ることが出來るのである。斯くの如きマディソンの所論は、彼れの時代に於いて輸出入が猶ほ可なりによく國際的貸借の標準たることを得たる事實を物語るものである。

第二に、商人の爲替は初め、對外的に支拂はる可く締結せられた各種の契約に基いて國より國への金銀の輸送に際して生ず可き危險並びに海外に旅行する者が其の經費を携帶するの煩勞の外、あらゆる國家に於いて貨幣の運搬を省き之れを國內に保留するが爲めに發明せられたものである。然しながら、現今、平等若しくは不利なる爲替によつて或る人が海外の地に於いて再び金又は銀の等しき數量を支拂はるゝが爲めに此の地に於いて一百磅を引き渡すとしたならば、是れ亦、其の貨幣を國內に保留する。然しながら、不平等なる爲替によつて海外に於ける我が貨幣の過重評價により利得が得られるならば、僞だに上述せるが如き契約を締結せる商人のみならず、機微に通ぜざる旅客は一百磅に就き十磅若しくは其の以上を失ふこととなる可きである。而して、這般の機微の觀測者たる商人は顯然正貨の兩替なくして百磅に就き是れ等正貨の十磅及び其の以上を保留することが出來、彼の地に於いては九十の錢貨を以つて此の地に於いて受理せらるる百の錢

貨を支拂ふを得る場合には、正貨、殊に多く金を以つて貨幣を輸出す可きである。斯くの如きは鑄貨の稱呼（denomination）によつて行はるるの外、金銀貨中に多少の度に於て混入せらるる銅より成る內在的價値（intrinsicke or inward value）卽ち品位によつても亦行はるる所である。

マディソンは、我が利得を阻害し而して我が內國貨物に損害を來す他の大原因の存することは明かならざるも其の總べては前述せる二個の第一原因の作用に歸せしめられ得可きものと觀る。是に於いても、彼れは貿易の差額を正しく計算して大至急下院に提出せしめ、且つ又、爲替が吾人と外國商人との間に行はるるかを注意せんことを求める。而して、是れ等兩者の有害であることが明かとなつたならば、古に行はれた樣な適宜な救濟策を立てるか、然らざれば共の嚴正なる叡智によつて更によく現代に適するものの看出さるることを欲したのである。洵に彼の時代に於いては「國王の兩替人」は旣に消滅したのであるが、爲替商及び金匠は其の業務の遂行によつて多大なる利潤を擧げつゝあつたのである。

爲替賣買は神秘的であり、秘密に行はれる詭計に滿ちてゐる。本書の著者は先づ商業爲替の效用を解明し、而して後之れが一定の幣害をあらはにして萬人に會得せしめ、而して最後に救濟策を提唱しようとする。（本書の最初の部分を構成する庶民院宛の請願書には頁附がない。頁附は共の第二部とも見る可き部分より始まる。Englands Looking in and out, ed. 1640, p. 1.）

マディソンは爲替均衡論者デュラール・ヅマリーンと貿易均衡論者トマス・マンとの中間の陣地に立つものと稱せらる可きである。マリーンの最初の著書『英吉利國家の癰』（A Treatise of the Canker of Englands Common Wealth.）の

出版せられたのは一千六百〇一年のことであり、マンの筆に成つた東印度會社の請願書（The Petition and Remonstrance of the Governor and Company of Merchants of London, Trading to the East Indies.）が下院に提出せられたのは一千六百二十八年のことであつた。（マリーンに就いては昭和十八年版拙著『古版西洋經濟書解題』七八—八七頁、マンに就いては昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』六八—一二七頁參照）。マディソンの著は實に是れ等兩著の後に現れて、不平等なる爲替より生ずる國家の病患 the Canker or disease called a Wolfe, eating and consuming the bosome that first bred it. (ibid., p. 22.) を診斷すると共に、ballance of our Forreign Trade is the Rule of our Treasure. の主張に接近せんとしたのである。而して、彼れは往々共和政及び護民公時代に於ける通貨問題に關する最大權威と看做される所であるが、而も、本書中、通貨及び外國爲替に關する諸部分は一千六百二十二年に初版を出した同じくマリーンの有名な『商慣習法』（Consuetudo vel Lex Mercatoria, or the Ancient Law Merchant. Divided into three parts; according to the essential parts of Traficke.）に依據せるものである。彼れはマリーンと等しく單純なる形態に於ける貨幣數量說を信奉するものであり、又彼れと共に、貨幣の輸送を避くるが爲めに案出せられた平準の爲替の過程が濫用せらるるに至つたことを痛歎するものである。彼れに從へば、國內に於いて自國貨幣を常に不變ならしむることが我が王國に取つて必要であると云ふことは確固たる敎義若しくは格率である。斯くて又、總べての外國鑄貨を我が下變なる鑄貨と等價（a par or equality）に換算せしめて、金たると銀たるとを問はず總べての外國鑄貨の兩替人と兩替することが必要である。而して、其の目的の爲めに古は之れを明白に表示する一對の表が公

表せられた。佛國のクラウンは英國の穴志に相應し、英國のユーニットは佛國の三クラウン三分の一を含有し、而して和蘭のライダーも亦左樣である。そは二十一志に通用するに過ぎないが、英國のユーニットに等しき價値のものである。斯くて總べての外國鑄貨は夫々英國の鑄貨に換算せられて、外人と自國人との間に於ける取引勘定に於いて交付せられ許與せらるる可き所のものを明示し表現した。上述の如くにして知悉せられ表明せらるる這般の平等は三樣の方法に於いて欺瞞せらるることがあるであらう。第一には、吾人にして若し外國鑄貨を注視することがなかつたならば、縱令ひそれが同一純分のものであつても量目に於いて不足するに至る可き鑄貨の剪穀によつてである。第二には、彼れ等の貨幣に更らに多くの混合物卽ち銅を混入するによつてである。斯くの如きは、火を以つて吟味し、一定部分を鎔解して之れを精錬し、而して純銀の幾部を彼れ等の貨幣と同樣に精錬せられた自國貨幣の同一量と比較するの外、認識せられ若しくは發見せられることがない。第三は、量目を減少し又は品位を低下することなくして、彼れ等の正貨の或る者をより高く呼稱するに存するものであつて、外地に於いて普通に行はれる方法である。斯くの如き稱呼の變更は國王が這般の目的の爲めに代理を命ずる底の者によつて行はれる新表示によつて警戒せられ防止せられなければならぬ。而して這般の代理を命ずるは造幣局長官又は其の他の造幣に關する問題に熟達する者を以つて最も適任とする。斯くの如きは國內に自國鑄貨を維持する確實なる方法である。是は、國外及び國內の銀行家は共に我が王國を瞞着し而して我が王國の金銀のストックを減少するの力を有する。そは贋がて恐る可き結果となるであらう。就中、貿易の差額が吾人に逆なる際には我が國に對して損害を與ふ可きであつて、其の差額を利得する國家は、友邦たると敵國とを問はず、我が貨幣を取得する。而して、若し吾

人が我が貿易の總差額に於いて損失するならば、如何にして吾人は自國の窮乏と衰滅とを來すことなくして長く存續す可きであるか。繁榮か消耗的窮乏かに關する我が福利か禍患かは、商品化されたる爲替及び貿易差額をよく支配するに存する。(ibid., pp. 26-28.)。本書の著者は斯くの如く論結して共の筆を擱く。

此の書の印刷者はティ・バジャー (T. Badger)、出版者發賣者は倫敦聖ポール寺院境內のエーチ・モーズリ (H. Mosley) であつて、出版免許者としてトマス・ワイクズ (Tho: Wykes) の名が署されてゐる。

三

「議會に對して愛情を有することの深い人」である彼れは、內亂時代を通じて之れに貨幣を提供した。共和制時代になつてから、彼れは造幣局に勤務して居つたらしい。一千六百四十九年八月の鑄貨委員會は金の價値に就いて彼れと打ち合せをすることを指令された。彼れは恐らく一千六百五十五年の末頃に死んだものらしい。(Dictionary of National Biography, ed. Sidney Lee, vol. XII, 1909, p. 741.)。

彼れの著は著者の歿年と推定せられる一千六百五十五年に共の題號を Great Britain's Remembrancer, Looking in and out; tending to the Increase of the Monies of the Commonwealth. Presented to his Highness the Lord Protector and to the High Court of Parliament now assembled. と改めて覆刻せられた。是れには僅かな辭句の變更がある外、銀行、造幣事務評議會及び自由港の設置を勸告した新しい諸章が附加せられた。其の翌五十六年には彼れに對して重要な影響を與へたマリーンの前揭『商慣習法』の新版が公にせられた。